

証明方法の検討について

平成18年6月19日

(社)日本林業経営者協会 絹川 明

全国素材生産業協同組合連合会 佐々木巖

政府は違法に伐採された木材は使用しないという基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性等が証明された木材・木材製品とする措置を導入した。

林業者や素材生産業者等にとって、これまでに例のない措置であり、関係業務が増えることの戸惑いはあるが、政府が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に沿って、合法木材の供給体制の確立のために積極的に努力することとしている。

については、違法伐採対策に意欲的に取り組み、実効性を高めるために、「証明方法検討部会」においては、次のことに留意して頂きたい。

- ① 現在、違法伐採対策制度の周知と定着活動を推進しているところであるが、これを的確に実行するには一定の期間と相当の努力を傾注する必要がある。このような中で早くも見直しを論議することは、関係者が混乱するとともに、制度の円滑な実施に支障を及ぼしかねない。今後、違法伐採総合対策推進事業で設置される「証明システム検証ワーキンググループ」が行う、周知・定着に関する業界団体の自主的取り組みの調査・検証と「証明木材供給事例調査事業」の事例調査の成果を踏まえて、より良い証明方法のあり方を論議・検討することとして頂きたい。
- ② 今回のガイドラインは、内外無差別が原則であることから、証明方法の検討にかかる論議を円滑に進めるために、「証明木材供給事例調査事業」及び「証明システム検証ワーキンググループ」では、主要な木材輸出国を主な調査対象として頂きたい。

合法性等の証明手法は輸出国の法令に基づくことになっているので、当該国の生産・加工・流通の実態とともに、具体的にどのような措置が当該国の法令によってとられているのか、あるいは取られようとしているのかが明らかにされなければ、有効な証明方法の検討は困難である。

- ③ 制度の普及・啓発について、関係ワーキンググループ等が検討する際には、当部会の立場からも意見を申し述べるができるよう、配慮して頂きたい。

違法伐採対策の実効性を高めるには、グリーン購入法に基づく政府調達の実確な実行と努力義務が課されている地方自治体、一般的責務を有する企業の合法木材の積極的利用を推進する必要がある。このことは現在進められている国内外の林業・木材関連産業の取組体制構築に大きな影響を及ぼすこととなる。